

市民税・都民税に関する 公的年金などからの 引き落とし(特別徴収)

1年目の方および 昨年途中で普通徴収 (納付書または口座 振替)になった方

①引き落とし(特別徴収)の対象となる方
22年中に公的年金などの支払いを受けた方、23年4月1日において老齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上の方。ただし、次の方は引き落としの対象とはなりません

▼23年1月1日以降、当市に住所を有しない方(転出、死亡者など)
▼4月1日において、老齢基礎年金などの受取額が年18万円未満の方
▼介護保険が引き落とし(特別徴収)されない方
▼前年が給与所得者で4月1日から公的年金などの受給者になった方
▼障害年金や遺族年金のみの受給者の方(課税対象にならないため)

②引き落とし(特別徴収)の開始時期
23年10月支払い分から

③引き落とし(特別徴収)の対象となる年金
老齢厚生年金、退職共済年金など

④引き落とし(特別徴収)の対象となる市民税・都民税
22年度に引き落とし(特別徴収)の対象とならなかった方

⑤公的年金などからの徴収方法
6月・8月は普通徴収

表1 公的年金などからの市民税・都民税の引き落とし(特別徴収)を開始する年度の徴収

◆例えば年金に係る税額が1万8,000円の場合

徴収の方法	普通徴収(納付書または口座振替)		特別徴収(年金からの引き落とし)		
	6月	8月	10月	12月	2月
年金支給月	年税額の4分の1		年税額の6分の1		
納付額	4,500円	4,500円	3,000円	3,000円	3,000円

表2 公的年金などからの市民税・都民税の引き落とし(特別徴収)2年目以降の徴収

◆例えば年金に係る税額が1万7,000円の場合

徴収の方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年金支給月	2月に徴収した額と同額			年税額から仮徴収分を引いた額		
納付額	3,000円	3,000円	3,000円	2,800円	2,600円	2,600円

※公的年金などからの市民税・都民税の引き落とし(特別徴収)を開始する年度と、引き落とし(特別徴収)が継続する年度では、徴収方法が異なります。

(納付書または口座振替)、10月・12月・2月は年金からの引き落とし(特別徴収)になります(上表参照)

2年目以降の方

引き落としの対象となる「引き落としの対象となる年金」引き落としの対象となる市民税・都民税について1年目の方と同様です。
①引き落とし(特別徴収)の開始時期
23年4月支払い分から

②公的年金などからの徴収方法
22年度が公的年金などからの引き落としとして、23年度も引き続き引き落としの場合、23年4月支払い分の公的年金などからの引き落とし(仮徴収)となります

65歳未満の公的年金などを受給している方
65歳未満で公的年金などの所得と給与所得があり、給与所得の市民税・都民税が給与から天引き(特別徴収)されている方は、公的年金などの所得と併せて給与から天引きすることが出来ます。希望する方は、勤め先の担当者に申し込みを行ってください。勤め先からの特別徴収への切り替え申請に基づき、当市課税課で処理を行います。なお、給与所得に係る市民税・都民税の納付方法が普通徴収の方は、取り扱いの変更はありません。

③仮徴収・特別徴収とは
市民税・都民税は、市民税・都民税納税通知書で決定となり、7月に年金保険者(日本年金機構など)へ市民税・都民税の公的年金などからの引き落とし(特別徴収)を依頼します。このため4月・6月・8月分は仮徴収となり、前年度の2月に公的年金などから引き落とし(特別徴収)された金額と同額を公的年金などから引き落とし(特別徴収)することになります。

④仮徴収・特別徴収とは
市民税・都民税は、市民税・都民税納税通知書で決定となり、7月に年金保険者(日本年金機構など)へ市民税・都民税の公的年金などからの引き落とし(特別徴収)を依頼します。このため4月・6月・8月分は仮徴収となり、前年度の2月に公的年金などから引き落とし(特別徴収)された金額と同額を公的年金などから引き落とし(特別徴収)することになります。

市民税・都民税

24年度税制改正の 主な内容

扶養控除の改正

24年度から扶養控除が次の通り見直されます(下表参照)。

①年少扶養親族(電歳5歳以下)
②特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止
特定扶養親族の内、16歳以上19歳未満の方に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止され、控除額は33万円になります。

寄附金税額控除の改正
市民税・都民税に係る寄附金税額控除の適用下限額が、5000円から20000円へ引き上げになります。

費用負担が10000円の方は「平成23年度介護保険料納入(決定)通知書」(23年度分の通知において、所得段階区分に1〜5のいずれかの段階記載されたもの)または「23年度住民税非課税証明書」「生活保護受給証明書」(23年度住民税課税証明書)のいずれか(合計所得金額が分かるもの)を提出してください。

東京都シルバーパス 発行手続きはお済みですか

東京都シルバーパスは満70歳以上の都民を対象として、都バス、都営地下鉄、都電、都内民営バスを利用できるパスです。有効期限は発行日から24年9月30日までです。

市に対する返還請求が必要ですが、返還請求には、税務署に提出する書類一式の写しなどが必要になります。

市での受付期間は10月3日(25年9月30日の開庁日)です。詳しくは、所得税に関してが東村山税務署 ☎042-394-6811(音声案内)に沿って2番を選択してください。市民税・都民税に関してが市課税課市民税係 ☎470-7777(内線2333)へ。

市民税・都民税に係る扶養控除の改正

区分	旧	新												
			一般の扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族	普通障害者	特別障害者							
一般の扶養親族	年少：0歳～15歳	33万円	0円	特定扶養親族	16歳～18歳	45万円	老人扶養親族	同居老親など以外	38万円	普通障害者	26万円	特別障害者	別居	30万円
	成年：23歳～69歳	33万円	33万円		19歳～22歳	45万円		同居老親など	45万円		同居		30万円	53万円

③同居特別障害者加算の特例の改組
扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合に、扶養控除または配偶者控除の額に23万円を加算する措置について、前記①の改正に伴い、特別障害者控除額(30万円)に

④地方自治体に対する寄附(ふるさと納税)
次の(ア)と(イ)の合計額が税額控除されます。
(ア)寄附金額12000円 × 10割(市民税6割・都民税4割)
(イ)寄附金額12000円 × 4割

⑤東日本大震災に係る「ふるさと寄附金」の取り扱い
「ふるさと寄附金」に係る控除の適用を受ける場合、原則として地方公共団体による受領書が必要となりますが、東

⑥費用負担が10000円の方は「平成23年度介護保険料納入(決定)通知書」(23年度分の通知において、所得段階区分に1〜5のいずれかの段階記載されたもの)または「23年度住民税非課税証明書」「生活保護受給証明書」(23年度住民税課税証明書)のいずれか(合計所得金額が分かるもの)を提出してください。

⑦西武バス株式会社滝山営業所 ☎474-2525(午前9時～午後5時) ⑧西武バス株式会社東久留米駅案内所 ☎472-9061(午後2時～7時)

24年6月の開催に向けて 第16回環境フェスティバルの 実行委員を募集します

毎年6月の環境月間に、市内最大規模の環境イベントとして環境フェスティバルを開催しています。今年と同フェスティバルでは、40ほどの市民団体・企業に参加・協力している方、住所・氏名(ふりがな)・電話番号・電子メールアドレス(お持ちの方)を記入の上、〒203-8555、市役所環境政策課あてに郵送してください。

日本大震災に係る義援金などについては、以下のいずれかで認められます。
ア 募金団体が交付した受領証または預かり証
イ 振込依頼書の控え、または郵便振替の半券の原本など
②前記①の書類などに記載された口座が募金団体の専用口座であることが確認できる新聞記事、募金要綱など募金団体が日本赤十字社または中央共同募金会以外の場合に必要です。

ウ 募金団体が新聞社などである場合、寄附者の氏名などを掲載した記事など
※これらの適用を受ける場合は、義援金などが被災地方団体などに拠出されることが新聞記事、募金要綱などで明らかにされていることが必要です。

詳しくは課税課市民税係(内線2333)へ。
※市役所窓口では取り扱いできませんので、ご注意ください。

詳しくは社団法人東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎03-5308-6950(午前9時～午後5時、土曜・日曜日、祝日を除く)へ。

詳しくは同課 ☎470-7533へ。

詳しくは同課 ☎470-7533へ。

詳しくは同課 ☎470-7533へ。

詳しくは同課 ☎470-7533へ。

詳しくは同課 ☎470-7533へ。

詳しくは同課 ☎470-7533へ。